

Ⅱ 民主教育の確立と高校・中等教育学校及び特別支援学校における教育の振興と充実を図る取り組み

1. 民主教育を確立する取り組み

- (1) 教育に対する管理統制を阻止し、民主教育を確立する。
- (2) 官制研修について十分な検証を求め、自主研修権の確立を図る。
- 5 (3) 教育実践に基づいた組織的かつ主体的な教育研究活動を推進する。
- (4) 民主的な教科書検定・採択制度の確立を図る。
- (5) 義務段階を含めた学校教育、社会教育そして家庭教育において適切な主権者教育及び消費者教育を推進する。

2. 施設・設備の充実と教育財政を確立する取り組み

- 10 (1) 国及び地方自治体の教育予算について増額を求める。特に高校・中等教育学校及び特別支援学校における運営経費について、文部科学省予算での措置を求める。
- (2) 教育の機会均等の保障及び全国的な教育水準の維持・向上のため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、全額を国庫負担とするよう求める。当面、負担率2分の1への復元を図る。
- (3) 教育関係国庫補助率の改善を図る。
- 15 (4) 公立高校授業料無償制度の復活を図る。
- (5) 高校単位費用、特別支援学校単位費用の引き上げとともに、基準財政需要額の増額を図る。
- (6) 高校設置基準の改善を図るとともに、特別支援学校設置基準(仮称)を制定させ、教育環境の整備と充実を推進する。
- (7) 理科教育・産業教育・定時制通信教育振興法の設備基準の改善と補助率の引き上げを図る。
- 20 (8) 小規模校や分校における充実した教育を保障するため、十分な財源の確保を図る。
- (9) 特別支援学校における児童生徒の増加に対応するため、教室不足等の早期解消とともに、学校の新設を図る。
- (10) 学校施設・設備の老朽化及び耐震化等について、早急な対策を求める。
- (11) 児童生徒の安全を確保するための対策を図る。特に、特別支援学校における非常階段やスロープなど、避難経路の複線化のための財政措置を図る。
- 25 (12) 寄宿舎の施設・設備及び防犯対策の充実を図る。
- (13) 実験・実習、部活動などの施設・設備の充実と維持・管理費等の増額を図る。
- (14) 教室や準備室等の空調設備など、児童生徒ならびに教職員の健康及び安全衛生管理に必要な施設・設備の拡充を図る。特に、大規模災害時に避難所として活用されている体育館へは早急な対策を求める。
- (15) 校務用・生徒用情報機器が有効に活用できる環境整備を図る。
- 30 (16) 無利子奨学金及び給付型奨学金の制度拡充を図る。特に、給付型の拡大と奨学金残高に対する税額控除制度(奨学金減税制度(仮称))の創設を図る。
- (17) 修学奨励金の制限条項を緩和し、その増額と適用範囲の拡大を図る。
- (18) 日本スポーツ振興センターの国庫負担分を増額するとともに、給付事業における適用範囲を拡大し、保護者の負担軽減を図る。

3. 児童生徒の健全育成のための条件整備を図る取り組み

- (1) 多様化する児童生徒に対応するため、教育諸条件の整備・充実を図る。
- (2) 小規模校、分校、定時制・通信制高校の一時的な統廃合を阻止し、地域・家庭・学校の連携を踏まえながら、教育の機会均等、就学条件の整備を図る。
- (3) 児童生徒一人ひとりの進路実現に向け、キャリア教育の拡充を図る。
- 40 (4) 高校教育の役割を明確化し、その内容を反映させた大学入試制度への改善を図る。特に、高大接続の在り方については、教育現場の情報収集に努め、当局への意見反映を図る。
- (5) 生徒の進路を保障するための条件整備と雇用のミスマッチによる若年層の離職率改善を図る。
- (6) 生徒の適性に応じた雇用の確保を図る。
- (7) 学校医の確保など児童生徒の健康管理事業等の充実を図る。

4. 教職員定数の改善と充実を図る取り組み

- (1) 超過勤務の縮減や多忙化解消、学習指導要領における充実した教科指導を実現するため、教職員定数の改善を求めるとともに正規職員数の拡充を図る。特に、全日制における土・日及び平日の時間外勤務を早急に解消するための定数の改善を図る。
- 5 (2) 全日制 30 人、定時制 20 人の学級編制が可能となるよう教職員定数の改善を図る。
- (3) 多様化する教育ニーズへの対応や高校・中等教育学校における特別支援教育の充実のため、教職員定数の改善を図る。
- (4) 主幹教諭・指導教諭等の設置に伴う教職員定数の改善を図る。当面、加配措置等の拡充を図る。
- (5) 高校・中等教育学校における教育の質の保証と高大接続改革に伴う教職員定数の改善を図る。
- 10 (6) 地域の活性化・魅力化をはじめ地域を担う人材育成のための教職員定数の改善を図る。
- (7) 再任用者の教職員定数外での配置を図る。
- (8) 特別支援学校独自の学級編制及び教職員定数等に関する法律の制定を図る。
- (9) 寄宿舎教員の定数改善を図る。
- (10) 学校看護師を学校教育法上に位置づけ、当面、安全性の観点から配置拡充を図る。
- 15 (11) 障がいの重度・重複化に対応するため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士など専門職員の配置拡充を図る。
- (12) 高校・中等教育学校における通級指導については、現場において適切な対応が行えるよう、教員加配や補助員の拡充を図る。
- (13) 学校事務職員の定数増を図る。
- 20 (14) 現業職員及び学校司書を定数法に位置づけ、全校配置を図る。
- (15) 養護教諭の分校及び定時制・通信制課程への完全配置と複数配置の基準緩和を図る。
- (16) 栄養教諭の配置拡充を図る。
- (17) スクール・サポート・スタッフの高校・中等教育学校及び特別支援学校への配置拡充を図る。
- (18) 部活動指導員の配置拡充を図る。当面、部活動数の半数以上の配置を図る。
- 25 (19) ICT 支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、就労支援員の配置拡充を図る。

5. 特別支援教育の振興と充実を図る取り組み

- (1) 重複学級の認可にあたっては、情緒障がい及び重度障がいについても対象を拡大するよう要件の緩和を図る。
- (2) 「特別支援教育センター」の充実とともに、特別支援学校の地域におけるセンター的役割としての機能強化に向けた条件整備を図る。
- 30 (3) すべての教職員に対して、特別支援教育に関わる研修機会の拡充を図る。
- (4) 適正な就学指導のため、教育相談体制の充実を図る。
- (5) 特別支援学校就学奨励費の改善を図る。
- (6) 児童生徒の安全確保と保護者負担を軽減するため、公費によるスクールバス配置等の通学条件の改善を図る。
- 35 (7) 特別支援学校生徒の進路保障のため、障害者雇用促進法の整備と重度・重複障がい者の保護雇用制度を創設するとともに、関係機関との連携による進路指導や職業教育等の充実を図る。
- (8) 高等特別支援学校設置の推進を図る。
- (9) 高校における通級による指導の充実を図る。